

# 令和3年度国民健康保険税の納付書送付と制度改正

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

## 6月中旬に国民健康保険税の納付書を郵送します

年間保険税額を6月から令和4年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に郵送します。  
また、年金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。  
納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届け出をしていない可能性がある

ので、必ず確認をお願いします。  
なお、年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。  
※納税通知書には納期ごとに納入期限が定められていますので、納期までの保険税納付にご協力をお願いします。  
※全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

## ●国民健康保険税の課税限度額について

国民健康保険税は課税の上限が設定されており、これを課税限度額といいます。  
令和3年度の課税限度額は次のとおりです。

医療保険課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
63万円	19万円	17万円	99万円

## 今回の改正点

### ●制度改正により保険税負担軽減の計算方法が変わります

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額  
※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されます。  
ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができないため、軽減対象となりま

せん。令和2年分の申告をお忘れの人は税務課で住民税申告を行ってください。所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします。

### 保険税軽減基準額

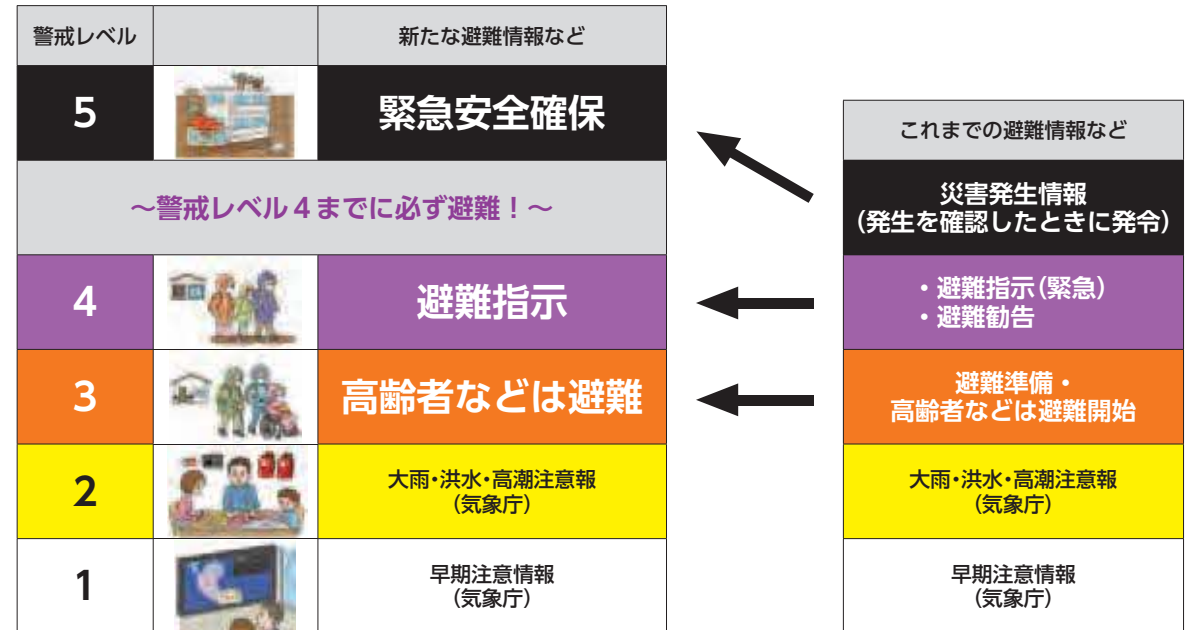
区分	判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額	
	令和3年度	令和2年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	33万円+(被保険者数×28.5万円)以下の世帯
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	33万円+(被保険者数×52万円)以下の世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収があった人への減免制度は5頁をご覧ください。

# 警戒レベル4 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直感的に理解するための情報です。5月20日から一部改正され「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されました。

●問い合わせ  
役場防災交通課 防災消防係 ☎096(285)5006



※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
※避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。  
※警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 子どもたちの健全育成を願って

### 町地域組織活動クラブから子どもたちへ

町地域組織活動クラブが4月21日、町内の小学4年生449人を対象に「光るキーホルダー」を寄贈しました。これは、同クラブが児童館と共に児童らの健全育成を願い毎年行うもので、キーホルダーには「防犯標語」も添えられています。同クラブは町人権啓発福祉センター児童館の運営を手伝うボランティア団体です。同所で行われる行事を年間を通じて数回、児童館と共同で開催し、地域の子どものために活動しています。



キーホルダーを吉良教育長(左)に手渡す  
町地域組織活動クラブ会長の松永優子さん(右)

## まちのわだい

## 新庁舎建設レポート

### 今後の来庁者駐車場の案内

新庁舎の建設工事は完了しましたが、室内整備や引越作業など行いますので、開庁までもう少しお待ちください。  
なお、新庁舎への引っ越し後は、仮庁舎を解体撤去し、来庁者駐車場の整備工事を行います。期間中は工事進捗に伴い臨時駐車場の場所が変わります。随時お知らせさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ステップ①(7月～9月ごろ)

